

# 目 次

## 第1章 現代社会における子ども家庭福祉の意義と歴史の変遷 ..... 4

《第1節 子ども家庭福祉の理念と概念》 .....	4
《第2節 わが国の子ども家庭福祉の歴史の変遷》 .....	8
《第3節 国際社会における子ども家庭福祉の歴史の変遷》 .....	11
《第4節 子どもの人権(権利)擁護》 .....	12
《第5節 現代社会と子ども家庭福祉》 .....	14

## 第2章 子ども家庭福祉の制度と実施体系 ..... 16

《第1節 子ども家庭福祉の制度と法体系》 .....	16
《第2節 子ども家庭福祉行財政と実施機関》 .....	17
《第3節 児童福祉施設》 .....	21
《第4節 子ども家庭福祉の専門職》 .....	24

## 第3章 子ども家庭福祉の現状と課題 ..... 27

《第1節 少子化への対応》 .....	27
《第2節 母子保健と子どもの健全育成》 .....	32
《第3節 保育の場》 .....	36
《第4節 子ども・子育て支援新制度》 .....	38
《第5節 子ども虐待・DV(ドメスティックバイオレンス)とその防止》 .....	46
《第6節 社会的養護》 .....	49
《第7節 障害のある子どもへの対応》 .....	55
《第8節 少年非行等への対応》 .....	57
《第9節 貧困家庭、外国籍の子どもとその家庭への対応》 .....	58

第4章 子ども家庭福祉の動向と展望.....	60
《第1節 地域における連携・協働とネットワーク》.....	60
《第2節 諸外国の動向》.....	61

第5章 子ども家庭支援.....	62
《第1節 子ども家庭支援の意義と役割》.....	62
《第2節 子ども家庭福祉援助活動》.....	62

※ 「(ダイジェスト版p00)」という表記は、その内容が「子ども家庭福祉に関する各種資料ダイジェスト版」の何ページに掲載されているかを示しています。

※ 各四角の枠内の同じ記号(A、B、C・・・)の( )には、同じ語句が入ります。

※ 「認定こども園法」とは、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」のことをいうものとします。

※ 「設備運営基準」とは、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」のことをいうものとします。

※ 「設備運営基準」における「保育士」は、国家戦略特別区域限定保育士事業実施区域内にある施設にあっては、「保育士または当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士(いわゆる地域限定保育士)」と読み替えるものとします(設備運営基準21条6項等)。

\* 弊社の許可なく、個人的なご利用以外の目的でこのPDF教材を印刷・複製することを禁止します。  
また、ご自身でこのPDF教材を紙媒体に印刷し、弊社の許可なく頒布し、またはフリマアプリ・ネットオークション等に出品することは、弊社の知的財産権を著しく侵害する行為であり、これを固く禁止します。

《第5節 現代社会と子ども家庭福祉》

1	<p>わが国では、1947（昭和22）年～1949（昭和24）年の（ A ）期に生まれた女性が結婚・出産したことにより、1971（昭和46）年～1974（昭和49）年には（ B ）となり、当時は1年間に200～210万人もの出生数があった。しかし、1973（昭和48）年をピークとして、1974（昭和49）年以降は減少が続き、1992（平成4）年からは低水準のまま増減を繰り返している。</p>	<p>□□□</p>
2	<p>厚生労働省の「人口動態統計」によると、わが国の（ A ）（その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数）は、2017（平成29）年は1.43、2018（平成30）年は（ B ）で、人口維持に必要な数値（人口置換水準：おおむね2.1）にはほど遠い数値で推移している。</p> <p>なお、諸外国の（ A ）（2017年）は、（ C ）が1.90、（ D ）が1.78、アメリカが1.76、イギリスが1.76、ドイツが1.57、イタリアが1.32、シンガポールが1.16、香港が1.13、台湾が1.13、韓国が1.05などとなっている（内閣府「令和元年版 少子化社会対策白書」より）。</p>	<p>□□□</p>
3	<p>厚生労働省の「人口動態統計」によると、離婚件数は、1964（昭和39）年から毎年増加し、1983（昭和58）年に17万9150件を記録した。その後、漸減傾向がみられたが、1991（平成3）年から再び増加に転じ、1996（平成8）年に初めて（ A ）万件を超えた。</p> <p>（ B ）年に過去最高の離婚件数（28万9836件）を記録した後は減少傾向にある（2018（平成30）年は（ C ）万8333組／離婚率（人口千対）は1.68）。</p>	<p>□□□</p>
4	<p>厚生労働省の「国民生活基礎調査」（2018（平成30）年）によると、児童（18歳未満の未婚の者）のいる世帯は全世帯の22.1%で、児童のいる世帯の平均児童数は1.71人となっており、年次推移では（ A ）傾向となっている。</p> <p>児童のいる世帯を世帯構造別にみると、「（ B ）世帯」が76.5%で最も多く、次いで「（ C ）世帯」が13.6%となっている。</p>	<p>□□□</p>

	⑨ ( C ) 事業 ⑩ 一時預かり事業 ⑪ 病児保育事業 ⑫ ( D ) 事業 (ファミリー・サポート・センター事業) ⑬ ( E ) (「母子保健法」による)	
16	2016 (平成28) 年度より、企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設に対し、施設の整備費および運営費の助成を行う ( A ) (仕事・子育て両立支援事業) が開始された (子ども・子育て支援法59条の2第1項等)。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
17	市町村は、内閣総理大臣が定める ( A ) に即して、( B ) 年を1期とする「( C )」(教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の ( D ) の確保その他「子ども・子育て支援法」に基づく業務の円滑な実施に関する計画) を定めるものとされている (子ども・子育て支援法61条1項)。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
18	都道府県は、内閣総理大臣が定める ( A ) に即して、( B ) 年を1期とする「( C )」(教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の ( D ) の確保その他「子ども・子育て支援法」に基づく業務の円滑な実施に関する計画) を定めるものとされている (子ども・子育て支援法62条1項)。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
19	( A ) に、「( B )」を置く (子ども・子育て支援法72条)。 「( B )」は、「子ども・子育て支援法」または他の法律によりその権限に属させられた事項を処理するほか、内閣総理大臣の諮問に応じ、「子ども・子育て支援法」の施行に関する重要事項を調査審議する (同法73条1項)。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
20	2019 (令和元) 年10月1日より、幼児教育・保育の無償化がスタートし、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する ( A ) ～5歳児、住民税非課税世帯の0～( B ) 歳児の利用者負担が、一定の条件のもと、無料となった (子育てのための ( C ) : p 40の表の③)。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

《第5節 子ども虐待・DV(ドメスティックバイオレンス)とその防止》

<p>1</p>	<p>「児童虐待の防止等に関する法律」（以下「児童虐待防止法」という。）において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。）がその監護する児童（18歳に満たない者をいう。）について行う次に掲げる行為をいう。</p> <p>① 児童の身体に（ A ）が生じ、または生じるおそれのある（ B ）を加えること（身体的虐待）。</p> <p>② 児童に（ C ）な行為をすること、または児童をして（ C ）な行為をさせること（性的虐待）。</p> <p>③ 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい（ D ）、または長時間の（ E ）、保護者以外の同居人による前2号または次号に掲げる行為と同様の行為の（ E ）その他の保護者としての監護を著しく怠ること（保護の怠慢・拒否（ネグレクト））。</p> <p>④ 児童に対する著しい（ F ）、または著しく（ G ）的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命または身体に危害を及ぼすもの、およびこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的（ A ）を与える言動を行うこと（心理的虐待）。</p> <p>（児童虐待防止法2条）</p>	<p>□□□</p>
<p>2</p>	<p>学校、（ A ）、病院、都道府県警察、婦人相談所、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体および学校の教職員、（ A ）の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、婦人相談員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を（ B ）しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期（ B ）に努めなければならない（児童虐待防止法5条1項）。</p>	<p>□□□</p>